

## 相続放棄・限定承認の申述の有無について照会の申請をされる方へ

- 1 当庁に照会を申請できるのは被相続人の最後の住所地が次の区域のものだけです。  
区域：宇都宮市，鹿沼市，日光市，那須烏山市，さくら市のうち旧氏家町，下野市のうち旧南河内町，河内郡，塩谷郡高根沢町

最後の住所地は，被相続人の住民票の除票又は戸籍の附票で確認してください。

また，照会の申請ができる方は，次のどちらかに限られます。

A 相続人（申請者が相続放棄・限定承認の申述をしたか否かは問いません。）

### **B 被相続人に対し利害関係がある人（債権者等）**

本説明書はBの方を対象としていますのでご注意ください。

- 2 照会手数料は無料です。

照会の際は，**照会申請書**及び**被相続人等目録**をご提出ください。

### **被相続人等目録に記載された氏名に基づいて調査します。**

（調査対象者が被相続人の相続人であることの確認はしておりません。）

- 3 照会には，次の書類が必要になります。それ以外にも書類のご提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

### **(1) 被相続人の住民票の除票（本籍地が表示されているもの）又は，被相続人の死亡の記載のある戸籍（除籍）謄本及び戸籍の附票**

被相続人の死亡の事実と最後の住所地を確認するために必要な書類です。

なお，住民票の除票と戸籍の附票が既に廃棄されている場合には，その旨の証明書（市町村役場で交付を受けてください。市町村役場で証明書を発行していない場合，住民票の除票と戸籍の附票を発行できない旨を記載して返還された住民票の除票と戸籍の附票の申請書の写しなどを提出してください。）並びに被相続人の最後の住所が被相続人等目録記載の最後の住所地であった旨の上申書（書式は裁判所ホームページ [http://www.courts.go.jp/utsunomiya/vcms\\_lf/fc-H3103souzokuhouki-jousin.pdf](http://www.courts.go.jp/utsunomiya/vcms_lf/fc-H3103souzokuhouki-jousin.pdf) からダウンロードできます。）及び疎明資料をご提出ください。

### **(2) 申請者の資格を証明する書類**

〔個人の場合〕申請者の住民票

〔法人の場合〕商業登記簿謄本又は資格証明書

発行から3か月以内のものをご提出ください。

### **(3) 利害関係の存在を証明する書面**

ア 被相続人との利害関係を疎明する資料として，金銭消費貸借契約書，競売開始決定書，判決書，担保権が記載された不動産登記に係る全部事項証明書，その他債権の存在を証する書面などの写しをご提出ください。

イ なお、被相続人の最後の住所地につき、以上の書面上の住所地と上記(1)の住民票上の住所地とが異なっている場合は、被相続人の戸籍の附票等住所が変更されていることが分かる書面をご提出ください。

**(4) 相続関係図**

被相続人と相続人との関係図をご提出ください（手書きのもので足りません）。

**(5) 委任状（代理人に委任する場合のみ）**

代理人になれるのは弁護士だけです。ただし、申請者が法人の場合、申請者の社員を代理人とすることができます。なお、この場合には社員証明書（代表者印の押印のある提出用書面）を併せてご提出ください。

**(6) 返信用封筒と返信用切手（郵送での返送を希望する場合）**

※ (1)、(2)及び(3)イの各書類については、原本の還付が可能です。希望される場合は、原本を提出される際、その写し（コピー）と原本還付申請書を併せてご提出ください。

4 照会対象期間は、次のとおりです。

- (1) 被相続人の死亡日が**平成18年以降**の場合、被相続人の死亡した日から申請日までです。
- (2) 被相続人の死亡日が**平成17年以前**の場合、第1順位者については被相続人の死亡した日から、後順位者については先順位者の放棄が受理された日から、それぞれ3か月間であり、それ以外の期間の照会には応じられません。

なお、被相続人の死亡日が照会日から30年以上前の場合、照会に応じられないことがあります。

※ 受理証明書（相続放棄等の申述を受理している旨の証明書）の交付申請は、事件番号を特定して別途申請していただく必要があります。また、以上のほかに資料が必要となる場合があります。

問合せ先

宇都宮家庭裁判所 訟廷事務室

〒320-8505 宇都宮市小幡1-1-38

TEL：028-333-0048